

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の
給付金（「定額減税補足給付金（不足額給付）」）のご案内

定額減税補足給付金(不足額給付)とは？

調整給付の「不足額給付」とは、以下の事情により、**当初調整給付**（注）の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

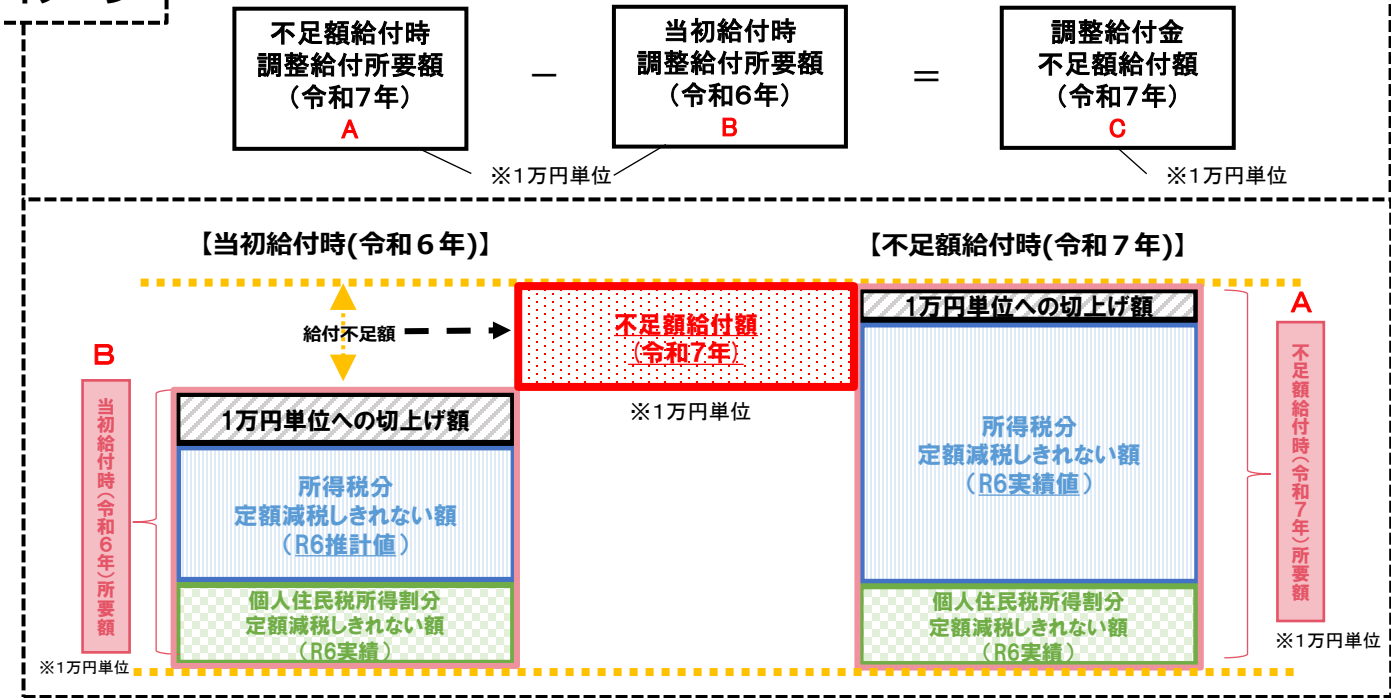
当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を支給します。

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

（注）昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

イメージ



支給のお知らせの手続

支給のお知らせが届いた方

振込口座、振込日等をご確認ください

次の要件を満たす方

マイナンバーカードと紐づけた公金受取口座または児童手当等の市が保有する口座情報がある方



記載された口座情報に変更がない方

手続不要で

給付金が振り込まれます

口座変更、支給辞退を希望する方は下記のお問合せまでご連絡ください。

※口座変更の場合は、振込日が通知に記載された日より約1ヶ月遅くなります。

確認書の手続

確認書が届いた方

給付金を受け取るには**手続が必要**

支給内容や確認事項、添付書類を確認し、返信用封筒で坂戸市に返信してください。

確認書提出期限

令和7年10月31日(金) (消印有効)



確認書の記入

確認欄をご確認いただき、必要事項をきれいに記入してください。

振込口座の書類

以下の4つの情報全てが確認できるキャッシュカードや通帳見開きページの**コピーを添付**してください。

※振込口座が記載されたブラウザページのコピーの提出も可能です。

- ・金融機関名
- ・支店名(支店コード)
- ・口座番号
- ・口座名義人(口座開設時に登録した**カナ**の表記のもの)



支給の時期

坂戸市が確認書を受理した日から、約**1ヶ月後**に給付金が振り込まれます。

給付金の「**振り込め詐欺**」、
「**個人情報の詐取**」にご注意!



不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(**#9110**)にご連絡ください。



お問合せ

坂戸市 福祉部 福祉総務課 給付金係

☎ **049-283-1331 (内線357)**

受付時間 平日8:30~17:15

(土・日曜日、祝日12/29~1/3を除く)